

●法人の方 【申請書記入例】

令和3年4月15日

実印を押印ください

〒708-0824
 申請者 本店住所 岡山県津山市山北520
 法人名 株式会社津山
 代表者役職・氏名 代表取締役 津山 太郎



津山市事業継続支援金の交付を受けたいので、津山市事業継続支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請、請求及び実績の報告をします。

記

- 1 交付申請額（請求額） 200,000
- 2 事業者情報

※業種の分類については右を参照

※経営者(役員)やアルバイトは除いてください

市内にある本拠となる事業所の住所	〒708-0824 津山市山北520	法人番号(13桁)													
担当者氏名	津山 次郎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
日中連絡の取れる担当者電話番号(携帯含む)	(0868) ××-														
主たる業種	飲食業	常時使用する従業員数	10人												

※計算方法については右を参照

- 3 売上減少率※売上に令和2年に交付を受けた津山市小規模事業者緊急支援金(20万円)を含む場合は、当支援金を除く

① 令和2年8月1日の属する事業年度の年間売上額	2,000,000 円
② ①の事業年度の前年度の年間売上額	5,000,000 円
③ ①の事業年度の月平均売上高	166,666 円
④ ②の事業年度の月平均売上高	416,666 円 ※30万円以上が要件です
⑤ 売上(収入)減少率 (④-③)÷④×100 ※小数点以下切り捨て	60 % ※減少

口座の名義は法人名義に限ります。

- 4 支援金の振込口座

金融機関名	津山	津山	預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	9 9 9 9 9 9 9	(フリガナ) カ ツヤマ ダイヒョウトリヤマリヤク ツヤマタロウ	口座名義	株式会社津山 代表取締役 津山太郎

- 5 売上が減少した理由 (新型コロナウイルス感染症)

ゆうちょ銀行の場合は下記URLをご覧ください

理由: https://www.jp-bank-japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj_sk_k2_furikomi_ksk.html

業種分類

下記は卸売業・サービス業・小売業の内訳です。それ以外は「製造業・建設業・運輸業その他」に分類されます。社会福祉法人・医療法人はサービス業、NPO法人はその他に分類されます。

卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
サービス業	放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報政策業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業(旅行業は除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)
小売業	各種商品小売業、繊維・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業

【事業者要件】

- ・従業員数は20名以下が事業継続支援金の交付対象となります。
- ・学校法人、協同組合等の組合、政治団体、性風俗関連特殊営業を行う者等は対象外。

※計算方法

①について

・令和2年8月1日を含む事業年度の法人事業概況説明書の売上(収入)高欄の数字を記入します。(津山市小規模事業者緊急支援金(20万円)は除く)

②について

・①の事業年度の前年度法人事業概況説明書の売上(収入)高の数字を記入します。(津山市小規模事業者緊急支援金(20万円)は除く)

③について

・①に記載の売上を実操業月数で割ります。

④について

・②に記載の売上を実操業月数で割ります。

⑤について

・④から③を引いて、④で割り100をかけることで、減少率を算出します。
 ・15%以上減少していれば支援金の対象となります。

● 個人事業者の方 【申請書記入例】

令和3年4月15日

〒708-0824
申請者 住民票住所 岡山県津山市市北
屋号又は店舗名 津山キッチン
氏名 津山 太郎

代表者個人印を
押してください。



(個人印に限る。シチハ不可)

津山市事業継続支援金の交付を受けたいので、津山市事業継続支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請、請求及び実績の報告をします。

記

1 交付申請額(請求額) 100,000円

2 事業者情報

店舗等の事業所の住所 ※市外在住者は市内にある主な事業所の住所	〒岡山県津山市靱保500
日中連絡の取れる電話番号(携帯含む)	(090) ×××× - 〇〇〇〇
主たる業種	飲食業
常時使用する従業員数	2人

※業種の分類については右を参照

※経営者(役員)やアルバイトは除いてください

※計算方法については右を参照

3 売上減少率 ※下欄の①及び②の事業等収入額は、営業収入、農業収入、不動産収入、雑収入の合計額(津山市小規模事業者緊急支援金(20万円)を含む場合は、当支援金を除く。)を記入のこと

① 令和元年分確定申告書記載の事業等収入額	3,000,000円
② 令和2年分確定申告書記載の事業等収入額	1,600,000円
③ 令和元年の月平均収入額 (①÷実操業月数 ※小数点以下切り捨て)	250,000円 ※15万円以上が要件です。
④ 令和2年の月平均収入額 (②÷実操業月数 ※小数点以下切り捨て)	133,333円
⑤ 売上(収入)減少率 (③-④)÷③×100 ※小数点以下切り捨て)	46% ※減少率15%以上が要件です。

4 支援金の振込口座

金融機関名	銀行 津山 津山	本店 支店	預金種類
口座番号	1 1 1 1 1 1 1	(フリガナ) ツヤマ タロウ	口座名義 津山 太郎

口座の名義は代表者名義に
限ります。

5 売上が減少した理由(新型コロナウイルス感染症の影響)

ゆうちょ銀行の場合は下記URLをご覧ください

https://www.jp-bank-japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj_sk_kz_furikomi_ksk.html

理由: 新型コロナウイルス感染症の影響

業種分類

下記は卸売業・サービス業・小売業の内訳です。それ以外は「製造業・建設業・運輸業その他」に分類されます。社会福祉法人・医療法人はサービス業、NPO法人はその他に分類されます。

卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
サービス業	放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報政策業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業(旅行業は除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)
小売業	各種商品小売業、繊維・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業

【事業者要件】

- ・従業員数は20名以下が事業継続支援金の交付対象となります。
- ・学校法人、協同組合等の組合、政治団体、性風俗関連特殊営業を行う者等は対象外。

※計算方法

①について

・令和元年分の**所得税確定申告書B別表一**の収入金額等欄の**営業等、農業、不動産、雑収入の合計金額**を記入します。

②について

・令和2年分の**所得税確定申告書B別表一**の収入金額等欄の**営業等、農業、不動産、雑収入の合計金額**を記入します。(津山市小規模事業者緊急支援金20万円は除く)

③について

・①に記載の収入を実操業月数で割ります。

④について

・②に記載の収入を実操業月数で割ります。

④について

・③から④を引いて、③で割り100をかけることで、減少率を算出します。
・15%以上減少していれば支援金の対象となります。